

記者発表資料

国道357号 京浜大橋(海側) 特殊車両通行規制のお知らせ

一般国道357号 京浜大橋(海側)につきまして、橋梁の補修工事を行っています。工事に伴う交通規制により、特殊車両の通行幅が制限されますので、お知らせ致します。

皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、迂回等のご協力をお願い致します。

規制期間

平成30年4月2日～平成30年5月下旬
※上記期間のうち特殊車両の通行が制限されるのは、
10日間を予定しています。《土日祝を除く(予定)》

規制時間

21時～翌朝6時

規制場所

東京都大田区東海3丁目地先
国道357号 京浜大橋(海側) 羽田方面行き

規制内容

片側一車線規制
車両の幅2.75メートルを超える車両は通行ができません。

迂回路

詳細は別紙1のとおり

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

問い合わせ先

【工事に関するお問い合わせ】

国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 電話03-3512-9090(代表)

副所長 長田 勝宏 管理第二課長 藤坂 幸輔

【特殊車両申請に関するお問い合わせ】

国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所

交通対策課長 三條 憲一

